

亀山市発注工事における主任(監理)技術者の資格・兼任条件

令和8年4月1日

工事種別	工事予定価格(請負金額)														説明欄
	～500万円		500万円～1500万円		1500万円～2500万円		2500万円～4500万円		4500万円～5000万円		5000万円～9000万円		9000万円以上		
建設業施行令	業法適用範囲外				業法適用										
(指定建設業) 土木一式工事 舗装工事 鋼構造物工事 造園工事 管工事	-	-	1級・2級 実務経験者(指定)	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(指定)	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(指定)	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(指定)	監理又 は主任 専任	1級 国土交通大臣特 別認定者	監理 専任	1級 国土交通大臣特 別認定者	監理 専任	
(指定建設業) 電気工事	-	-	1級・2級	監理又 は主任 兼任可	1級・2級	監理又 は主任 兼任可	1級・2級	監理又 は主任 兼任可	1級・2級	監理又 は主任 専任	1級 国土交通大臣特 別認定者	監理 専任	1級 国土交通大臣特 別認定者	監理 専任	
(その他22業種) 大工、左官、とび、土工、コンク リート、石、屋根、タイル、れん が、ブロック、鉄筋、しゅんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装 仕上、機械器具設置、熱絶縁、 電気通信、さく井、建具、水道施 設、清掃施設、解体	-	-	1級・2級 実務経験者(その他)	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(その他)	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(その他)	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(その他)	監理又 は主任 専任	1級 指導監督的実務 経験者	監理 専任	1級 指導監督的実務 経験者	監理 専任	
(その他22業種) 消防施設	-	-	1級・2級 実務経験者(その他)※	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(その他)※	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(その他)※	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(その他)※	監理又 は主任 専任	1級 指導監督的実務 経験者	監理 専任	1級 指導監督的実務 経験者	監理 専任	

工事種別	500万円～1500万円				1500万円～2500万円		2500万円～8000万円				8000万円～9000万円		9000万円以上		説明欄	
	業法適用範囲外				業法適用											
(指定建設業) 建築一式工事	-	-	-	-	1級・2級 実務経験者(指定)	監理又 は主任 兼任可	1級・2級 実務経験者(指定)				監理又 は主任 兼任可	1級 国土交通大臣特 別認定者	監理又 は主任 兼任可	1級 国土交通大臣特 別認定者	監理 専任	

資格条件

- ◎ 1級：当該工事の施工にかかる業種について、次の①～③のいずれかに掲げる者
 - ① 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者。
 - ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士の免許を受けた者
 - ③ 技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者
- ◎ 1級・2級：当該工事の施工にかかる業種について、次の④～⑥の何れかに掲げる者
 - ④ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級又は2級に合格した者
 - ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けたもの
 - ⑥ 上記③に掲げる者
- ◎ 国土交通大臣特別認定者：当該工事の施工にかかる業種について、次に掲げる者
 - ⑦ 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示128号に規定された者)
- ◎ 指導監督的実務経験者：当該工事の施工にかかる業種について、次に掲げる者
 - ⑧ 建設業法第15条第2号ロ又は同法第15条第2号ハ(同号ロと同等以上)に該当する者
- ◎ 実務経験者(指定)：当該工事の施工にかかる業種について、次の⑨～⑩の何れかに掲げる者
 - ⑨ 上記⑦に掲げる者
 - ⑩ 請負った建設工事に関する実務経験が10年以上である者又は建設関係の指定学科を修め、高校卒業後5年以上若しくは大学卒業後3年以上の実務経験を経た者(建設業法第7条第2号、イ、ロ又はハに該当する者)
- ◎ 実務経験者(その他)：当該工事の施工にかかる業種について、次の⑪～⑫の何れかに掲げる者
 - ⑪ 上記⑧に掲げる者
 - ⑫ 上記⑩に掲げる者 ※消防施設は⑫を除く。

専任・兼任条件

請負金額4,500万円(建築工事にあたっては9,000万円)以上の工事における主任(監理)技術者は、専任とする。
請負金額500万円以上4,500万円未満(建築工事にあつては、請負金額が1,500万円以上9,000万円未満)の市発注公共工事(応急工事等に係るものを除く)において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。

主任技術者・監理技術者について

元請工事における下請金額合計が5000万円以上(建築一式工事は8000万以上)の場合は監理技術者を置かなければならないが、5000万円未満(建築一式工事は8000万円未満)の場合は主任技術者を置けばよい。

注意事項

本表は亀山市が発注する一般的な建設工事における主任(監理)技術者条件を示したもので、工事内容等によって異なる条件を定めることがある。個々の工事における技術者条件は、一般競争入札の場合は「公告文」に示すこととする。

本表は令和8年4月1日以降に発注する工事に適用する。